

千葉県コンプライアンス基本指針の改訂について

1 改訂の背景

令和 2 年 4 月から改正地方自治法の施行により、内部統制制度が導入されることから、同制度に関連する内容を「千葉県コンプライアンス基本指針」に追記する。

また、併せて所要の改訂を行う。

2 改訂の概要

7つの行動規範の内、次の（１）、（２）について、（括弧内は関係する法令等）

（１）法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止 （地方公務員法、刑法等）

（２）適正な経理処理 （財務規則）

それぞれ「アクションポイント」に内部統制制度に関連する内容を追記する。（詳細は新旧対照表を参照。）

なお、基本指針は、内部統制制度に関連する内容だけでなく「県民に信頼される県政の確保」を目指すために職員が常に意識して遵守すべき ○コンプライアンス、○県民への説明責任、○個人情報の保護、などの基本的事項を幅広く掲げ、職員に周知・徹底を図るものであることから、内部統制制度導入後も引き続き推進するものとする。

（１）法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止

- ・ 公務員としての基本姿勢を追記
- ・ 内部統制制度に関連する内容、関係法令を追記

（２）適正な経理処理

- ・ 内部統制制度に関連する内容を追記

（３）その他

- ・ コンプライアンス推進本部の所掌事務に内部統制制度関係を追記

コンプライアンス基本指針 新旧対照（修正箇所のみ）

基本指針 改正案	基本指針（H31.3.22）
1 基本指針制定の趣旨 千葉県庁における平成 15 年度から 20 年度までの不正経理処理額は、他県に類をみない 30 億円を上回る巨額なものとなった。 この不正経理問題で明らかになった庁内の不正を正すため、職員 4 名が懲戒免職、1 名が停職となったほか、組織責任として県の本庁課長級以上の幹部職員全員を戒告処分とするなど、2,000 名を超える県職員の処分が行われた。 このような大規模な不祥事が発生した背景には、県職員に、本来公務員として備わっているべきコンプライアンス（法令等の遵守）の意識が欠如していたことがある。 （略） 2 「コンプライアンス」とは コンプライアンス（compliance）は、会社等の組織における「法令遵守」と一般に訳されるが、組織の不適切な行為又は不作為により、社会的な信用失墜行為が生じることを未然に防ぐという考えを背景としていることから、法令だけでなく、組織のルールや社会規範を遵守することも包含すると解されている。 本基本指針においても、法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止をコンプライアンスの最重要項目としつつ、説明責任（アカウンタビリティ）、県民の疑惑や不信を招く行為の禁止、県民への誠実かつ公平・公正な対応等を、職員が意識すべき基本的なコンプライアンスの項目として掲げている。 また、コンプライアンスは、法令やルールを機械的に遵守すれば良いといった硬直的な概念ではなく、組織の本来の使命や社会的な信用失墜行為が生じるリスクを念頭に置き、法令やルールにない部分をどのように処理することが適切なのか、現状の事務処理が前例踏襲に陥ることにより不適正なものとなっていないか、業務に改善の余地がないか等について、常に意識し、柔軟に対応していくことで社会的な要請に応え、「県民に信頼される県政」を提供することが求められるものである。 （略）	1 基本指針制定の趣旨 千葉県庁における平成 15 年度から 20 年度までの不正経理処理額は、他県に類をみない 30 億円を上回る巨額なものとなった。 この不正経理問題で明らかになった庁内の不正を正すため、職員 4 名が懲戒免職、1 名が停職となったほか、組織責任として県の本庁課長級以上の幹部職員全員を戒告処分とするなど、2,000 名を超える県職員の処分が行われた。 このような大規模な不祥事が発生した背景には、県職員に、本来公務員として備わっているべきコンプライアンス（法令等の遵守）の意識が欠如していたことがある。 （略） 「コンプライアンス」とは コンプライアンス（compliance）は、会社等の組織における「法令遵守」と一般に訳されるが、組織の不適切な行為又は不作為により、社会的な信用失墜行為が生じることを未然に防ぐという考えを背景としていることから、法令だけでなく、組織のルールや社会規範を遵守することも包含すると解されている。 本基本指針においても、法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止をコンプライアンスの最重要項目としつつ、説明責任（アカウンタビリティ）、県民の疑惑を招く行為の禁止、県民への誠実かつ公平・公正な対応等を、職員が意識すべき基本的なコンプライアンスの項目として掲げている。 また、コンプライアンスは、法令やルールを機械的に遵守すれば良いといった硬直的な概念ではなく、組織の本来の使命や社会的な信用失墜行為が生じるリスクを念頭に置き、法令やルールにない部分をどのように処理することが適切なのか、現状の事務処理が前例踏襲に陥ることにより不適正なものとなっていないか、業務に改善の余地がないか等について、常に意識し、柔軟に対応していくことが求められるものである。 （略）

(2)「7つの行動規範」における具体的取組

① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止

県職員は、地方公共団体・地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令を十分に理解して、正しい適用・手続きにより業務を執行しなければならない。また、法令違反行為を隠蔽又は看過してはならない。

<アクションポイント>

- ア 公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために公平・中立の立場で職務を遂行することが求められている。職員は、県民に信頼される県政を提供するためこのことを強く自覚するとともに、公務員として遵守すべき地方公務員法等を常に意識すること。
- イ 業務の執行にあたっては、マニュアル等を参考とすることは構わないが、前例踏襲のみに拠ることなく、根拠法令を必ず確認すること。
- ウ 直接法令に基づかない業務であっても、業務が地方公共団体・地方公務員に係る基本法令の趣旨に合致しているかを常に意識すること。
- エ 法令の厳密な解釈・適用が、必ずしも県民の利益とならない場合であっても、担当者の判断で法令に違反した事務処理を行うことは許されない。業務の改善が必要な場合は、制度の見直しや、組織としての対応策を積極的に提起していくこと。
- オ 職場内の法令違反行為を知ったときは、これを隠蔽又は看過することなく、上司に相談する等の適切な対応をとること。
- カ 管理職は、職場内での法令違反行為について、部下から申告又は指摘を受けた場合は、これを真摯に受け止め、隠蔽又は看過することなく、所属長、関係課等と調整し、適切な対応をとること。
- キ 職場内での法令違反行為について、職場内での是正が困難なときは、庁内の内部通報相談窓口や外部調査員へ通報を行うなど、内部通報制度を積極的に活用すること。
- ク 内部統制に関する方針や内部統制の整備に伴い策定されたマニュアル等を遵守し適正な事務の執行に主体的に取り組むこと。
また、管理職は、組織における事務執行が適法かつ適正に行われることを確保するため、内部統制の取組などを活用しながら、担当職員の業務に対する意欲を損なうことなく、十分な内部牽制機能が働く職場環境創りに努めること。

(2)「7つの行動規範」における具体的取組

① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止

県職員は、地方公共団体・地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令を十分に理解して、正しい適用・手続きにより業務を執行しなければならない。また、法令違反行為を隠蔽又は看過してはならない。

<アクションポイント>

- ア 業務の執行にあたっては、マニュアル等を参考とすることは構わないが、前例踏襲のみに拠ることなく、根拠法令を必ず確認すること。
- イ 直接法令に基づかない業務であっても、業務が地方公共団体・地方公務員に係る基本法令の趣旨に合致しているかを常に意識すること。
- ウ 法令の厳密な解釈・適用が、必ずしも県民の利益とならない場合であっても、担当者の判断で法令に違反した事務処理を行うことは許されない。業務の改善が必要な場合は、制度の見直しや、組織としての対応策を積極的に提起していくこと。
- エ 職場内の法令違反行為を知ったときは、これを隠蔽又は看過することなく、上司に相談する等の適切な対応をとること。
- オ 管理職は、職場内での法令違反行為について、部下から申告又は指摘を受けた場合は、これを真摯に受け止め、隠蔽又は看過することなく、所属長、関係課等と調整し、適切な対応をとること。
- カ 職場内での法令違反行為について、職場内での是正が困難なときは、庁内の内部通報相談窓口や外部調査員へ通報を行うなど、内部通報制度を積極的に活用すること。
- キ 管理職は、組織の内部チェック機能を強化するため、担当職員の業務に対する意欲を損なうことなく、十分な内部牽制機能が働く職場環境創りに努めること。

<関係規定>

(略)

L (地方自治法第 150 条)

都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

② 適正な経理処理

県職員は、県民から大切な税金を預かっているという公金意識を常に持ち、県民の信頼を裏切るような不適正な経理処理を行ってはならない。

<アクションポイント>

ア 公金の取扱いや予算の執行にあたっては、地方自治法や財務規則等の関係法令を遵守すること。

イ 経理事務に携わる者以外にあっても、県民から大切な税金を預かって業務を執行しているという公金意識を常に持つこと。

ウ 管理職は、適正な経理処理の確保のため、十分な内部牽制機能が働く風通しの良い職場環境創りに努めること。

エ 職員の故意による不正な経理処理はもとより、知識や確認の不足などによる事務処理の誤りによっても、県民の財産である公金に損失が生じることを十分に意識し、事務処理上のリスクに対して予め対応策を整備することで、事務ミスの低減を図ること。

③ 説明責任（アカウンタビリティ）

<関係規定>

(略)

② 適正な経理処理

県職員は、県民から大切な税金を預かっているという公金意識を常に持ち、県民の信頼を裏切るような不適正な経理処理を行ってはならない。

<アクションポイント>

ア 公金の取扱いや予算の執行にあたっては、地方自治法や財務規則等の関係法令を遵守すること。

イ 経理事務に携わる者以外にあっても、県民から大切な税金を預かって業務を執行しているという公金意識を常に持つこと。

ウ 管理職は、適正な経理処理の確保のため、十分な内部牽制機能が働く風通しの良い職場環境創りに努めること。

③ 説明責任（アカウンタビリティ）

(略)

(削除)

(略)

3 コンプライアンス推進体制

(略)

(2) コンプライアンス推進組織

(略)

イ 千葉県コンプライアンス推進本部（平成 21 年 11 月 27 日設置）

(略)

(イ) 所掌事務

a 内部統制制度関係

(a) 内部統制制度に関すること

(b) 不適正経理問題に関すること

(略)

(略)

「アカウンタビリティ」とは
アカウンタビリティ（accountability）とは、アカウンティング（accounting：会計）とレスポンシビリティ（responsibility：責任）の合成語で、元は企業の株主等への会計説明責任を意味する会計用語。転じて、組織体が、外部の利害関係者に対し、自己の行動について報告し、受け手側の納得を得る責務を意味するようになり、県庁においては、県が行う施策について、県民にとって納得が得るに足る説明責任を果たすことを指す。

(略)

3 コンプライアンス推進体制

(略)

(2) コンプライアンス推進組織

(略)

イ 千葉県コンプライアンス推進本部（平成 21 年 11 月 27 日設置）

(略)

(イ) 所掌事務

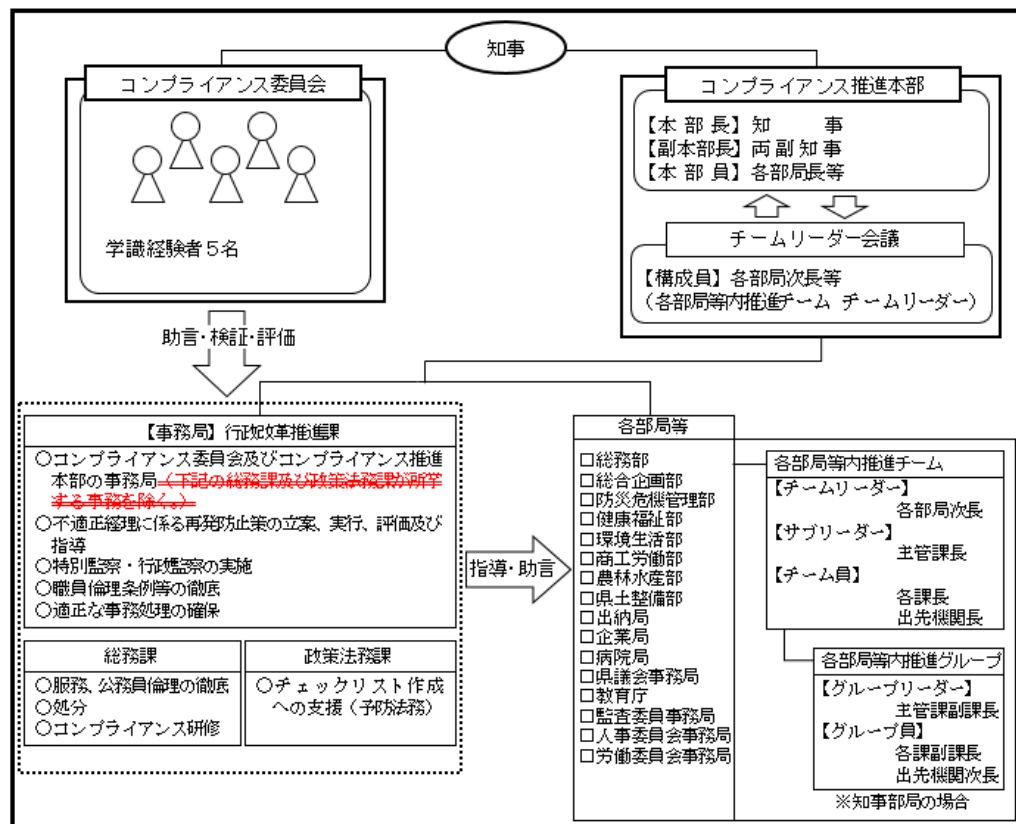
a 経理問題関係

(a) 不適正経理再発防止策の立案、実行、評価及び進行管理

(b) 経理調査全般に係る進行管理

(略)

【推進組織の全体像】



【推進組織の全体像】

